

県における建設業の支援策について（公共事業関係）

平成16年9月13日

栃木県土木部

足利銀行が平成15年11月に一時国有化され、今後、不良債権処理手続きが行われることなどから、建設業界にとっても大きな影響があるものと考えられる。この影響を最小限に食い止めるため、これまでに各種の支援策を実施してきたが、今後更に、新たな支援策を展開していくこととする。

I 足利銀行の一時国有化後、速やかに対策を講じた支援策

1 公共事業執行にあたっての対策

- ①平成16年度当初予算で県単公共事業費の大幅な確保
・県単公共事業費予算額 421億8300万円（対前年比110.3%）
- ②県発注公共事業費等の前倒し契約目標を80%に設定
- ③県発注工事について中間前金払制度を導入（平成16年1月から）
- ④栃木県建設業振興対策資金貸付金の円滑な運用の要請
- ⑤下請けセーフティネット債務保証制度の創設
- ⑥県発注工事において、下請負契約の相手方に県内業者選定等を要請
- ⑦国等へ県内公共事業の前倒し発注と県内業者・資材等優先活用を要請

2 相談窓口の設置

- ①一次相談窓口の設置

3 建設業の経営基盤強化・再生に向けての支援

- ①「新分野・業態転換等の支援に関する検討会」（庁内検討会議）の設置
- ②新分野進出、経営多角化等に関するアンケート調査の実施
- ③支援プログラムの作成と建設業者への周知（6月実施）
- ④県内の建設業者を対象としたセミナーを6月に開催

II 今後、新たに展開する支援策

1 公共事業執行にあたっての対策

- ①補正予算等により事業費の確保

2 相談窓口業務の拡充

- ①巡回相談窓口の設置
- ②建設業再生アドバイザー制度の活用

3 建設業の経営基盤強化・再生に向けての更なる支援

- ①「新分野・業態転換等の支援に関する検討会」の開催（継続）
- ②県内の建設業者を対象とした第2期セミナーの開催
- ③シンポジウムの開催
- ④業界団体との連携による支援策等の検討
- ⑤新支援プログラムの作成と建設業者への周知（継続）
- ⑥建設業者間の合併等の促進